

令和7年度の格付け申請手続きについてご案内

横須賀市の工事請負契約発注に係る「令和7年度の格付け申請手続き」は、以下のとおりとなりますので、本書を確認の上、申請手続きを行ってください。（本書では、「かながわ電子入札共同システム」について、以下、「県システム」と表現します）

1 スケジュール・対象

令和7年度における格付け認定のスケジュール・対象は、以下のとおりです。

日程	内容
令和7年1月6日 ～1月31日	・格付けの基となる情報の申請受付期間
令和7年5月（予定）	・格付け等級の決定・通知
令和7年6月（予定）	・令和7年度の格付け等級を入札参加条件にした発注の開始
対象	土木一式・建築一式・電気・管・舗装・塗装・造園・水道施設の 8業種のいずれかについて、 経営事項審査を受けている市内事業者

2 令和6年度からの変更点

（1）県システムの認定業種と、横須賀市の格付け認定業種について

令和6年度まで	原則として、県システムで認定を受けている業種と、本市で格付けの認定を受ける業種は、全く同一として認定していました。
令和7年度から	対象の8業種のうち、経営事項審査を受け、かつ「格付け申請情報入力票」で申請があった業種について、本市の格付けの対象業種として認定します。（令和6年度と同様に申請することも可能です） ただし、本市が実施する格付けを条件とする入札の参加申請の承認にあたっては、当該案件の参加申請の時点で、次の①及び②の両方を備えていることを条件とします。 ①県システム及び県システム内の該当業種の認定を受けていること ②当該案件の公告で指定する格付等級の認定を受けていること

※格付け申請の処理の際、県システムの業種不足等について認定勸奨を行わない予定です。ご注意ください。

< 具 体 例 >

※下記で、発注条件が①で、事業者の条件が②のとき の具体例を記載します。

①当該案件の公告で指定する格付等級が 「土木一式A」

②事業者が経営事項審査を受けている業種が4業種（土木一式、建築一式、舗装、水道施設）

パターン	県システムの認定	横須賀市の格付け認定	入札参加の可否等												
令和6年度まで	<table><tr><td>土木一式</td><td>建築一式</td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table>	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	<table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table>	土木一式A	建築一式A	舗装A	水道施設A	原則として、県システムで認定を受けている業種と、本市で格付けの認定を受ける業種は、全く同一として認定していました。				
土木一式	建築一式														
舗装	水道施設														
土木一式A	建築一式A														
舗装A	水道施設A														
令和7年度から <入札参加可能> ○業種をすべて同一にする場合	<table><tr><td>土木一式</td><td>建築一式</td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table>	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	<table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table>	土木一式A	建築一式A	舗装A	水道施設A	令和6年度と同様に、経営事項審査を受けている業種、県システムの認定、格付け認定を同一にすることも可能です。				
土木一式	建築一式														
舗装	水道施設														
土木一式A	建築一式A														
舗装A	水道施設A														
<入札参加可能> ○県システムと格付けの業種が同一でない場合	<table><tr><td>土木一式</td><td></td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table>	土木一式		舗装	水道施設	<table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td></td><td>水道施設A</td></tr></table>	土木一式A	建築一式A		水道施設A	・県システムで認定を受けている業種と全く同一でなくとも、格付け申請どおりに認定します。 ・左の例の場合、土木一式について、県システムの認定と、格付け認定を受けているため、入札参加可能となります。				
土木一式															
舗装	水道施設														
土木一式A	建築一式A														
	水道施設A														
<入札参加不可> ×県システムの業種が不足の場合	<table><tr><td></td><td>建築一式</td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table>		建築一式	舗装	水道施設	<table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table>	土木一式A	建築一式A	舗装A	水道施設A	格付け認定を受けていますが、土木一式について、県システムの認定を受けていないため、 入札参加不可となります。				
	建築一式														
舗装	水道施設														
土木一式A	建築一式A														
舗装A	水道施設A														
<入札参加不可> ×格付けの業種が不足の場合	<table><tr><td>土木一式</td><td>建築一式</td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table>	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	<table><tr><td></td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table>		建築一式A	舗装A	水道施設A	県システムの認定を受けていますが、土木一式について、格付け認定を受けていないため、 入札参加不可となります。				
土木一式	建築一式														
舗装	水道施設														
	建築一式A														
舗装A	水道施設A														
<入札参加不可> ×定期申請を行っていない場合（定期申請の業種が不足の場合も含む）	令和6年度 <table><tr><td>土木一式</td><td>建築一式</td></tr><tr><td>舗装</td><td>水道施設</td></tr></table> 令和7・8年度定期申請 (未申請)	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	令和6年度格付け <table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table> 令和7年度格付け <table><tr><td>土木一式A</td><td>建築一式A</td></tr><tr><td>舗装A</td><td>水道施設A</td></tr></table>	土木一式A	建築一式A	舗装A	水道施設A	土木一式A	建築一式A	舗装A	水道施設A	令和7年度は、格付け認定を受けていますが、県システムの「令和7・8年度競争入札参加資格に係る定期申請」を行っていないため、上記の「県システムの業種が不足の場合」と同様に 入札参加不可となります。 （定期申請した業種が不足の場合も同様です）
土木一式	建築一式														
舗装	水道施設														
土木一式A	建築一式A														
舗装A	水道施設A														
土木一式A	建築一式A														
舗装A	水道施設A														

(2) 格付け認定の有効期限の通知について

令和6年度まで	令和5年度まで旧システム内で格付け認定結果を通知し、例年5月から翌3月までを格付け発注期間としていたため、格付け認定の有効期限は、特に通知していませんでした。
令和7年度から	令和6年度から、格付け認定結果の通知方法が通知書（紙面）となり、今後も当分の間、当該通知方法を継続する見込みであることから、通知内容をよりわかりやすくするため、格付け認定の有効期限を設定し、それを格付け認定結果の通知書に印字します。 なお、格付け認定の有効期限内に公告された案件を、当該対象案件とします。

< 具 体 例 >

※格付け認定の有効期限が 令和7年6月1日から 令和8年3月31日まで のとき

- ・ 令和7年5月26日公告（同年6月11日開札） ⇒有効期限の対象外です
- ・ 令和7年6月2日公告（同年6月18日開札） ⇒有効期限の対象 です
- ・ 令和8年3月30日公告（同年4月15日開札） ⇒有効期限の対象 です
- ・ 令和8年4月6日公告（同年4月22日開札） ⇒有効期限の対象外です

3 格付け申請手続き等で大切なポイント

- (1) 格付けを条件とする入札に参加するには **県システム認定・格付け認定の両方必要**
格付けを条件とする入札に参加するには、参加申請の時点で、業種について県システムの認定と、該当する格付等級の認定の両方を備えている必要があります。
- (2) 格付けの申請手続きは **毎年1月**
県システムの「競争入札参加資格に係る定期申請（随時申請も含む）」の手続きとは別に、横須賀市へ毎年申請手続きをする必要があります。
- (3) 格付け基準日は **前年度の12月31日時点**
ただし、工事成績平均点は、翌年3月31日までで判定します。
令和7年度格付け認定の場合は、令和6年12月31日時点（工事成績平均点は令和7年3月31日まで）
- (4) 格付け認定結果は **1年に1回、契約課が発送する通知書（紙面）でお知らせ**
格付け認定結果（等級等）は、個別に郵送する通知書（紙面）でお知らせします。なお、格付け認定後に、総合評価値が更新された場合でも、翌年度の格付け認定までは等級の変更を行いません。
- (5) 格付け認定結果の通知書で **災害協力点等を確認**
格付け認定結果の通知書は、格付けの基となる工事成績平均点や災害協力点等を印字しています。
インセンティブ発注に参加する際には、同通知の再確認をお願いします。

4 格付け認定の必要書類と申請方法（下記の（１）と（２）①は必ず提出が必要です）

（１）格付け申請情報入力票（Excelファイル）を電子メールで提出 （必須）

①「横須賀市ホームページ」→「申請書ダウンロード」→「『財務部契約課』の書式」で入力票をダウンロードし、提出書類を基に該当項目を入力してください。

※ファイル名は、「R 7 格付け＋認定番号（６けた）＋事業者名」 としてください。

（例：R 7 格付け 1 2 3 4 5 6 横須賀市株式会社）

②電子メールで、下記の契約課メールアドレスへ送信してください。

提出先 E-mail アドレス と件名について	ken-nyusatsu@city.yokosuka.kanagawa.jp ※送信する際の件名は、「 <u>R 7 格付け＋認定番号（６けた）＋事業者名</u> 」としてください。（件名で簡易仕分けを行います）
----------------------------	---

（２）必要書類を郵送または持参で契約課へ提出

①必ず提出が必要な書類 （必須）

経営事項審査結果通知書 （写し）	格付け基準日時点で有効、かつ最新の経審を提出してください。 ※通知日が格付け基準日を超過している（令和 7 年 1 月 1 日以降） 経審は、今回の認定に使用することができません ※提出の際は、角 2 封筒 に入れてください。
---------------------	---

②格付け制度における発注者評価点にかかる書類（該当する書類のみ提出）

※更新前と登録情報が変更になっていない場合でも、評価項目を満たす項目がある場合は、提出が必要です。（以下の評価項目の要件を満たす場合、該当する必要書類を提出してください。）

※個人情報に記載されている書類を提出する際は、必ず当該従業員の記名がある「個人情報収集に関する同意書」を提出してください。（「横須賀市ホームページ」→「申請書ダウンロード」→「『財務部契約課』の書式」で、最新の書式をダウンロードしてください）

評価項目	必要書類
消防団活動 への協力 ※消防団員 2 名以上（基準日時点）	・以下の(1)と(2)両方の書類を 2 名分提出してください。 (1) 「消防団員手帳の氏名が確認できるページの写し」もしくは「消防団員証明書の写し」 (2) (1)の消防団員の常勤性が確認できる書類（★）及び「個人情報収集に関する同意書」

市民雇用 ※市内居住の常勤雇用人数(基準日時点)	・以下の(1)か(2)の書類を提出してください。 (1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し (2) 市内居住及び常勤雇用が確認できる書類(★)及び「個人情報収集に関する同意書」 ※ <u>事業主又は事業の経営担当者(代表取締役)は対象人数に含みません</u> ※ <u>(1)の書類に記載されている人数を超えた人数で申請する場合、(1)の書類に記載されていない従業員に対する(2)の書類も併せて出してください</u>
障害者雇用 ※法定雇用人数を超えた障害者雇用 ※ 43.5人未満の事業者は1人以上雇用(基準日時点)	(1) 法定雇用義務がある(従業員43.5人以上の事業者) 障害者雇用状況報告書(労働局又は公共職業安定所の受付印があるものに限る)の写し (2) 法定雇用義務がない(1人以上障害者を雇用している場合) 「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し」及び「常勤雇用が確認できる書類(★)」及び「個人情報収集に関する同意書」 ※ <u>事業主又は事業の経営担当者(代表取締役)は対象人数に含みません</u>
男女共同参画 ※右記の(1)～(3)のいずれか1つに該当(基準日時点)	(1) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定していて、申請日現在で計画期間中であること (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定していて、申請日現在で計画期間中であること ⇒(1)または(2)の場合は、都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し (3) 育児休業制度、介護休業制度の採用 事業者名、育児休業制度、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し(常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る)
協力雇用主 ※右記の(1)か(2)のいずれかに該当(基準日時点)	(1) 保護観察対象者等(※)の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者 - 横浜保護観察所が発行する、協力雇用主として登録したことを連絡した通知書の写し (2) 上記(1)の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者 - 横浜保護観察所から証明を受けた「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書(契約課指定書式)」(証明依頼書に記載の提出日が、本市への申請日から1カ月以内のものに限る) ※ 保護観察対象者等の範囲は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書(契約課指定書式)」を参照

★ 市内居住や常勤雇用が確認できる書類

①健康保険被保険者証（事業所名の表示のあるもの※保険者番号・被保険者等記号・番号・QRコードは特定できないよう、黒塗り等してください）②監理技術者証（両面）③社会保険の標準報酬決定通知書④雇用保険の被保険者証⑤給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書⑥その他の市内居住や常勤雇用が確認できる書類

※「市内居住及び常勤雇用」を証明する場合で、1つの書類だけでは、市内居住のみもしくは常勤雇用のみしか確認できない場合は、①～⑥の書類を組み合わせ、「市内居住及び常勤雇用」の両方を確認できるように提出してください

※併せて、当該従業員の「個人情報収集に関する同意書（指定書式）」が必要となります

5 注意事項

（1）県システムでの業種等の追加認定手続き（県システムでの随時申請）

県システムにおいて、不足している業種等を追加する場合の資格申請の手続きは、電子申請及び全ての必要書類の提出を完了してから、入札参加できるようになるまで、最大2か月程度の期間を要します。余裕を持ってお早目にお手続きをお願いします。

格付けを条件とする入札において、指定された県システムの業種が不足している場合、横須賀市の格付け認定を受けていたとしても、上記の県システムの業種追加認定が完了していないときは、当該県の認定が完了するまでの期間、不足している県システムの業種を指定する入札に参加することができませんので、ご注意ください。

（2）横須賀市の格付け認定の業種追加認定手続き（格付け認定の申請を全く新規に行う場合も含む）

年度の途中からの申請が可能です。

ただし、申請情報の反映に時間を要するため、申請直後の入札参加に対応できませんので、ご了承ください。

格付けを条件とする入札において、指定された格付けの業種が不足している場合、県システムの認定を受けていたとしても、上記の格付け認定の業種追加が完了していないときは、当該横須賀市の認定が完了するまでの期間、不足している格付けの業種を指定する入札に参加することができませんので、ご注意ください。

なお、年度の途中からの申請の場合でも、格付け基準日（前年度の12月31日時点）の取り扱いは同様のため、「格付け基準日時点で有効、かつ最新の経審」に基づき、認定を行います。

【ご提出・お問い合わせ先】

〒238-8550 横須賀市小川町1-1番地

横須賀市財務部契約課（持参の場合は本庁舎5階）

電話：046-822-9791 F A X：046-828-3839

E-mail（格付け申請情報入力票の提出先）

ken-nyusatsu@city.yokosuka.kanagawa.jp

【受付時間】 平日 8時30分～12時 及び 13時～17時15分

格付け等級決定通知書の確認方法

発注者評価点は、ここを合計しています

※画像はイメージです

格付け認定されていない場合は「－」で印字されます

令和 7 年（2025 年）○月○日

令和 7 年度 格付け等級決定通知書
令和 7 年度の格付け等級について、次のとおり、通知いたします。

〒238-8550
神奈川県横須賀市小川町 1 1

横須賀市役所株式会社 御中
格付け決定通知書在申

本格付け認定の有効期限は、
令和○年△月□日 から
令和○年○月△日 まで です。

※注意事項
格付けを条件とする入札に参加するには、
参加申請の時点で、業種について県システム
の認定と、該当する格付け等級の認定の両方を
備えている必要があります。

（事務担当）
横須賀市財務部契約課
電話 046-822-9791

認定番号		999999		事業者名		横須賀市役所株式会社		
業 種	格付 等級	総合 評定値 ①	発注者 評価点 ②	総合点 数 (①+②)	備考*	工事成 績平均 点	災 害 協 力 点	優良工 事認定 回数
土 木 一 式	A	1000	147 147	1147	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇 5 5	90 75	12 12	5 15
建 築 一 式	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気	B	300	51	351	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇	0	6	0
管	B	300	45	345	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇	0	0	0
舗 装	A	1000	25	1025	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇	30	0	0
塗 装	—	—	—	—	—	—	—	—
造 園	B	400	51	451	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇	0	6	0
水 道 施 設	B	400	53	453	他配点： 防災 消防団 市民 障害者 男女 協力雇	0	8	0

※備考：防災協力、消防団活動への協力、市民雇用、障害者雇用、男女共同参画、協力雇用主の評価項目に
配点がある場合、それぞれの略称を表示しています。

評価項目と配点

区分	評価項目	配点
工事成績	工事成績点 （業種ごとに算出）	-20 ～ 75 点
	優良工事 （業種ごとに算出）	件数× 5 点 （※上限 15 点）
地域貢献	災害緊急協力 （業種ごとに算出）	2 ～ 12 点 （※上限 12 点）
	防災協力	10 点
	消防団活動 への協力	5 点
	市民雇用	1 ～ 15 点
社会貢献	障害者雇用	5 点
	男女共同参画	5 点
	協力雇用主	3 点 または 5 点

※詳細は、HPの「格付け制度」で確認してください。

入札条件との確認方法（インセンティブ 発注）

①災害協力量が条件のとき

公告文例
（1）入札参加条件 2 に記載する建設業種において、災
害協力量事業者としての災害協力量点が 2 点以上であ
ること。

⇒該当する業種の「災害協力量」の列を確認します

②特別加点が条件のとき

公告文例
（1）入札参加条件 2 に記載する建設業種において、災
害緊急協力量事業者として登録があり、かつ、特別加
点を受けていること。

⇒該当する業種で、備考「防災」の有無と、災害協
力量点の列を確認します

※左のイメージでは、管工事は「災害緊急協力量事業者登
録制度」に未登録のため、入札参加できません。
※舗装は、災害緊急協力量事業者登録制度に該当業種がな
いため、インセンティブ 発注がありません。

災害緊急協力量事業者登録制度に登録している業種は、

この列に点数が印字されます（0 点は未登録）

災害緊急協力量事業者登録制度に

該当業種がありません

有効期限

【「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを提出する際の注意点】

※個人の明細欄が見えないようになっていれば、色は黒でなくてもかまいません。（白紙のコピー用紙で隠して写しをとる等）

市民雇用を証明する「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しの例

平成 年 月 日 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

238-8550
神奈川県横浜市中区小川町11
横浜貿易契約課 南条 林氏 氏

月	給与所得		市民税		県民税	
	金額	税率	金額	税率	金額	税率
1月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
2月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
3月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
4月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
5月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
6月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
7月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
8月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
9月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
10月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
11月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
12月	120,000	10%	12,000	10%	12,000	10%
合計	1,200,000		120,000		120,000	

（備考）

※現在の様式とは異なる場合があります。

横浜市中区 横浜貿易契約課 南条 林氏 氏

【市民雇用】の提出書類で、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを提出していただく場合のご注意点】

- 1枚目の写しのみ提出してください。
- 個人の明細欄は、この図のように見えないように隠して、写しを取ってください。個人の明細欄の表示がある場合は、別途「個人情報収集に関する同意書」が必要になります。

※個人が、この通知書で、市民税・県民税の決定・変更通知書を送付する場合は、この通知書の送付により、納入金額が変更となる場合は、お手紙をお付けいたしますが、お手紙の納入額の金額を二訂正の上お送りください（お手紙による納入サービスを阻害されないようお祈りいたします）。

特別徴収義務者 南条 林氏 氏

個人番号（マイナンバー）